

# 「特別保育事業の実施について」の取扱いについて

平成10年4月8日

厚生省児童家庭局保育課長、児保第6号

標記については、平成10年4月8日付児発第283号厚生省児童家庭局長通知の別紙「特別保育事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）により行うこととされたところであるが、これの実施については、次の事項に留意し、適正かつ円滑な運営が図られるよう特段のご配慮を願いたい。

なお、この通知は平成10年4月1日から適用し、平成7年6月16日児保第15号本職通知「特別保育事業の実施について」は廃止する。

## 記

### 1 延長保育等促進基盤整備事業

#### (1) 事業の創設の趣旨について

本事業は、これまでの時間延長型保育サービス事業・一時的保育事業が市町村事業として実施してきたことから、保護者の日々変動する延長保育の需要、保護者の緊急・一時的な保育需要に対し必ずしも弾力的に対応できるものとなっていなかったため、保護者の利便の向上が図られるよう保護者の要請に弾力的に対応できる保育所の自主的な取り組みにより実施できるようにし、その促進を図るために本事業を新たに創設したのものである。

ついては、このような趣旨を踏まえ、保護者が利用しやすい延長保育等への取り組みの推進が図られるよう本事業の円滑な実施について、

積極的に対応されたい。

#### (2) 延長保育について

##### 開所時間

実施要綱において、「延長保育実施保育所」における開所時間は、「11時間の開所時間」とされているが、これは、保育所に入所する児童の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、11時間の開所を基本として保育所の長が自由に設定できること。

なお、設定に当たっては、夜間保育所の開所時間（概ね午前11時頃から午後10時頃まで）との関係に留意すること。

##### 延長時間

延長時間については、実施要綱で「11時間の開所時間の前後の時間において、さらに概ね1時間、2時間、4時間又は6時間」とされているが、延長時間の設定に当たっては、児童の心身に与える影響を考慮して児童の福祉が著しく阻害されることのないよう配慮すること。

また、延長保育実施保育所においては、あらかじめ定めた延長時間の延長保育を行うことを原則とするが、延長時間の途中で利用児童の全員が退園するような場合は、その時刻で閉園することとして差し支えないこと。

##### 対象児童

ア 1か所当たりの対象児童数は、実施要綱で「各々の延長時間」とされているが、これは11時間の開所時間の前後の時間において、

- (ア) 1時間延長にあつては、30分を超える時間まで
- (イ) 2時間延長にあつては、1時間30分を超える時間まで
- (ウ) 4時間延長にあつては、3時間30分を超える時間まで
- (エ) 6時間延長にあつては、5時間30分を超える時間まで

の延長保育を利用した児童をいうものであること。

また、実施要綱で「平均対象児童数が概ね5人以下であっても、その実施状況によって対象とする場合があること。」とされているが、これは、11時間の開所時間の前後の時間において、30分を超える時間まで延長保育を利用する児童の平均対象児童数が5人以下である場合には、予算力所数の範囲内で本事業の対象児童とするものであること。

なお、この場合において、交付申請が予算を超えた場合には、予算の範囲内で次に該当する保育所を優先的に補助するものであること。

- (ア) 平均利用児童数が多いものから優先すること。
  - (イ) (ア)において同順位にあるものについては、延長時間の長いものから優先すること。
  - イ 事業開始月の1日当たりの平均利用児童数を算定するに当たっては、日曜日、国民の祝日・休日及び土曜日、並びに年末・年始の保育所の休園日を除くこととする。
- なお、4月については、4月1日から28日までの平均とし、5月については、5月6日から31日までの平均として差し支えないこと。

- ウ 平均の算定に当たっては、小数点以下第一位を四捨五入して整数とすること。
- エ 実施要綱の3の(1)のイの(ウ)で「保育所が定めた延長時間までの利用を必要としない児童についても、30分を超える延長保育を利用する場合には、本事業の対象児童とすること。」とされているが、これは、例えば、あらかじめ定めた延長時間が2時間であった場合に、2時間の延長保育の対象とはならな

いが、30分を超えて延長保育を利用する児童がいる場合には、当該児童について1時間延長の対象児童として取り扱うことができること。この取扱いは、4時間延長の場合の2時間及び1時間の延長、6時間延長の場合の4時間、2時間及び1時間の延長の場合についても同様の考え方であること。

#### 実施方法

- ア 職員については、実施要綱で事業を担当する保母を2名以上等配置することとされているが、施設の実態に応じ、適宜、事業担当職員以外の協力を得て実施することは差し支えないこと。
- イ 延長保育実施保育所は、対象児童の保護者の就労状況等の保育需要を把握し、対象児童の動向を十分に踏まえて実施すること。
- ウ 保育に当たっては、保育所保育指針に留意し、適宜、実態に合わせて実施すること。

#### 事業の実施手続き

- ア 保育所が事業を実施し、実施要綱に適合するものとして本事業の交付申請を行うこととしている場合には、市町村に対しあらかじめ対象予定児童数、事業計画等を届出ること。
- イ 市町村は、保育所の積極的な取り組みを妨げることをしないよう、本事業の実施について積極的に対応すること。
- ウ 延長保育実施保育所は、日々の対象児童数等の実施状況に関する書類を整備しておくこと。
- エ 本事業の交付申請は、別に定めるところにより、当該年度の6月末日までとされているが、次のようにその後の事情変更があった場合には、別に定めるところにより変更交付申請を行うことができること。
- (ア) 対象児童数が年度途中において変化し、その状態が継続(3ヶ月以上)しているため、人数別の適用区分に変更が必要となる場合。
- (イ) 年度途中において、保育需要の変動により延長時間を変更したため、延長時間別の適用区分に変更が必要となる場合。
- (ウ) 年度途中に事業を開始する保育所がある場合。

## 費用

- ア 実施保育所は、保護者に費用負担を求めることができることとし、その負担方法及び額等については、実施保育所において定めること。
- イ 対象児童が昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」中の保育所徴収金基準額表に定める第1階層及び第2階層に該当する場合には、実施保育所は延長保育料を減免することができること。
- ウ 国は、別に定めるところにより定額補助を行うものであること。
- エ 本事業の対象経費は、延長保育の実施に要する経費を対象とするが、この中には、人件費、給食費、その他の必要となる経費が含まれること。

### (3) 一時保育について

#### 対象児童等

#### ア 対象児童の考え方

本事業の対象児童については、次のような児童が考えられること。

- (ア) 保護者の短時間・断続的労働、職業訓練、就学等により、原則として平均週3日程度家庭における育児が困難となり保育が必要となる児童  
(実施要綱の3の(2)の アの(ア)に該当)
- (イ) 保護者の傷病、災害・事故、出産、看護・介護、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由により緊急・一時的に家庭における育児が困難となり保育が必要となる児童  
(実施要綱の3の(2)の アの(イ)に該当)
- (ウ) 保護者の育児等に伴う心理的・肉体的負担を解消する等の私的理由により一時的に保育が必要となる児童  
(実施要綱の3の(2)の アの(ウ)に該当)
- (エ) 障害児や児童数の減少した地域の児童を体験的に入所させ、集団保育をするため等により保育を必要とする児童  
(実施要綱の3の(2)の アの(ウ)に該当)

#### イ 対象児童数

1か所当たりの対象児童数は、実施要綱の3の(2)の アで「事業開始月における1

日当たりの平均対象児童数が、(ア)、(イ)、(ウ)を合計して概ね10人程度であること。」とされているが、この場合、事業の実施の実態を考慮して、(ア)、(イ)を合計して6人以上であれば対象として差し支えないこと。

- ウ 1日当たりの平均対象児童数の算定に当たっては、事業の実施日等の実態により日曜日、国民の祝日・休日及び土曜日を除いても差し支えないこと。

#### 実施方法

- ア 職員については、実施要綱で保母を配置することとされているが、施設の実態に応じ、適宜、事業担当職員以外の職員の協力を得て実施することは差し支えないこと。この場合にあっては、保育の実施の児童を含め児童の処遇に支障のないよう十分留意すること。

- イ 実施要綱の3の(2)の イの(イ)において、「事業を実施するための専用の部屋を確保して実施することを原則」とされているが、確保できない場合には、隣接する児童館等の公共的施設の空き部屋等を利用して実施しても差し支えないこと。

- ウ 保育に当たっては、保育所保育指針を参考として実施に努めること。

- エ 一時保育実施保育所は、地域における保育需要の把握に努め、本事業の対象児童の動向を十分に踏まえて実施すること。

- オ 一時保育実施保育所は、児童の健康状態の把握に努めること。

- カ 市町村は、本事業の地域住民に対する周知が重要であることに鑑み、一時保育実施保育所の実施状況についての周知に関し特に配慮すること。

#### 事業の実施手続き

- ア 保育所が事業を実施し、実施要綱に適合するものとして本事業の補助申請を行うこととしている場合には、市町村に対しあらかじめ対象予定児童数、事業計画等を届出ること。
- イ 市町村は、保育所の積極的な取り組みを妨げることのないよう、本事業の実施について積極的に対応すること。

また、都道府県においても積極的に支援すること。

ウ 一時保育実施保育所は、日々の対象児童数、利用の事由等の実施状況に関する書類を整備しておくこと。

エ 本事業の交付申請は、別に定めるところにより当該年度の6月末日までとされているが、年度途中から事業を開始するなどによりその後の事情変更があった場合には、別に定めるところにより変更交付申請を行うことができること。

#### 費用

ア 実施保育所は、保護者に費用負担を求めることができること。

イ 国は、別に定めるところにより、アに定める保護者の費用負担額を考慮して定額（1/3相当）の補助を行うものであること。

ウ 本事業の対象経費は、一時保育の実施に要する経費を対象とするが、この中には、人件費、給食費、その他の必要となる経費が含まれること。

エ 実施要綱の4の（5）により、新たに一時保育に供する施設の整備を行う場合は、一般の保育所の整備と同様に「社会福祉施設等施設整備費及び設備整備費」の交付要綱に定めるところにより補助するものであること。

## 2 産休・育休明け入所予約モデル事業

### （1）市町村の要件について

市町村の要件については、実施要綱の3の（1）で「あらかじめ計画的に入所できるようにしていること。」とされているが、これは、出生前から入所申込を受け付け、広報等の中に、「入所前から予約できる」旨の案内をするなどの方法により、年度途中入所の予約をできる体制を採っていることをいうものであること。

### （2）実施保育所の事件について

本事業の実施保育所の要件は、実施要綱のとおり、面積基準など従前の乳児保育指定保育所の要件を備えている保育所を対象とするものであるが、これは、高い処遇内容のもとで乳児の受け入れが行われている保育所を奨励するものであること。

なお、実施要綱の3の（2）の で「10月1日以降に乳児3人が新たに入所できる体制にある

こと。」とされているが、この3人の枠については、「保育所への入所円滑化対策実施要綱」（平成10年2月13日児発第73号）及び本職通知「保育所への入所の円滑化について」（平成10年2月13日児保第3号）に基づき定員を超えて保育の実施を行うことができる範囲内で設定することは差し支えないこと。

## 8 低年齢児保育促進事業及び開所時間延長促進事業

### （1）低年齢児保育促進事業

本事業は、最も待機率の高く、かつ、特に緊急・優先度の高い乳児に重点をおいて待機児童の解消を図ることとしており、乳児保育の一般化と合わせて、本事業の活用を図るなどにより、乳児の受け入れの一層の促進に努められたい。

また、本事業の実施保育所の要件は、実施要綱のとおり、面積基準など従前の乳児保育指定保育所の要件を備えている保育所を対象とするものであるが、これは、高い処遇内容のもとで実施される乳児保育を奨励するものであること。

### （2）開所時間延長促進事業

本事業の実施要件については、延長保育の仕組みの改正や昨年の与党少子化問題プロジェクトチームの議論を踏まえ、11時間の開所時間の充実を図るとともに、延長保育の取り組みの促進を図るための奨励補助として見直したところであり、保育需要に応じた長時間開所を推進するため、本事業に対して積極的に対応されたい。

## 4 地域子育て支援センター事業

### （1）事業の趣旨等について

核家族化の進行、出生率の低下等に対応して、地域全体で子育てを支援する基盤を形成することが緊要な課題となっている。

このような状況の中、子育ての相談指導による、育児不安の解消など、地域における子育て家庭に対する支援策を強力に進めることが要請されている。

本事業は、地域に密着した児童福祉施設として児童を集団的に保育し、育児のノウハウを蓄積している保育所等を活用し、地域における保

育所等が子育て支援事業を総合的に推進するものであり、この事業が効果的、継続的に実施されるよう以下の点に特に留意されたいこと。

なお、今般、地域の実情に応じて本事業に取り組めるよう、事業規模の小さい地域でも実施できるようにしたところであるので、積極的に対応されたいこと。

#### (2) 実施施設の指定について

実施要綱の3の指定施設（小規模型指定施設を含む。以下同じ。）の指定に当たっては、乳児保育、延長保育・一時保育、障害児保育等の特別保育事業の実績等からみて本事業を実施する上で十分な体制を有する保育所を指定すること。

なお、母子生活支援施設及び乳児院が本事業を実施する場合は、特別保育事業等を積極的に実施している保育所の協力体制を得ることができるとする。

#### (8) 小規模型の指定について

小規模型指定施設を指定できる市町村は、原則として、地域の実情により従来の事業形態により実施することが困難な市町村とするものであること。

ただし、市町村が次のいずれかの事情に該当する場合には、この限りではないこと。

市町村合併があったため行政区域が広域となっている市町村。

山岳、丘陵、河川、湖等により生活圏・交通圏が区分されている市町村。

その他特別な事情があるものと都道府県知事が認めるもの。

#### (4) 職員の配置等について

本事業を担当する地域子育て指導者（以下「指導者」という。）、及びその補助的業務を行う子育て指導者（以下「担当者」という。）は、本事業の遂行に支障がない場合は、通常の保育業務に従事しても差し支えないこと。

また、施設の実態に応じ、適宜、指導者及び担当者以外の職員の協力を得て事業を実施することは差し支えないこと。この場合にあっては、施設の運営に支障のないよう十分留意すること。

指導者及び担当者の勤務時間等については、

業務の内容からみて柔軟な対応がとれるように配慮すること。

#### (5) 事業の実施について

育児不安等についての相談指導

ア 相談指導は、子育て家庭の申し込みにより行われるものであること。

イ 相談指導は、来所、電話及び家庭への訪問等によるが、利用できる時間等に配慮して柔軟な対応ができるように留意すること。

ウ 相談指導は、子育て家庭の状況等に応じて適切な相談指導ができるよう実施計画を作成するとともに、定期又は随時の電話連絡等によりその家庭の状況等の把握に努めること。

エ 子育て情報に関するパンフレット等を作成して子育て家庭に配付する等、情報の積極的な提供に努めること。

オ 指定施設は、子育て家庭に対する支援業務を積極的かつ効果的に推進するために、必要に応じて地域内の保育所等の協力を得て、効果的にサービスが受けられるように努めるものであり、また、必要に応じて地域内の保育所等の協力を得て、その保育所等に出向いての相談指導についても配慮すること。

子育てサークル等の育成・支援

ア 子育てサークル及び子育てボランティアの育成のため定期的に講習会等の企画、運営を行うとともに、子育てサークル・子育てボランティアの活動状況の把握に努めること。

イ 子育てボランティアの育成に当たっては、子育てを終了した者や保育に熱意のある学生等も考慮すること。

ウ 指定施設は、子育てサークル及び子育てボランティアの活動を積極的かつ効果的に推進するために、必要に応じて地域内の保育所の均力を得ることや地域のサークル活動の場に出向くなど、子育てサークル及び子育てボランティアの活動を行う者が活動し易く、また効果的に活動できるように努めるものであること。

特別保育事業等の積極的実施

地域の保育需要に応じた特別保育事業等を実施するため、地域の保育所等に対して指定施設が有している保育技術・知識の助言等に

努めること。

本事業の実施に当たっては、地域住民に対し事業の趣旨、内容、指定施設の状況等について、地域住民に対して広報紙等を通じて周知の徹底に努めること。

#### (6) 留意事項

指定施設は、本事業を円滑に実施するために、定期的に関係機関との連携・調整に努めなければならない。

実施要綱の6の(2)に該当する場合には、市町村及び指定施設は、市町村教育委員会及び幼稚園との連携・協力を努め、地域の子育て家庭への支援を推進すること。

指定施設は、本事業を積極的に実施できるよう必要な部屋の確保に努めること。

市町村は、指定施設より実施状況等について適宜報告を聴取するなどその実施状況等の把握に努めるとともに、指定施設の活動が効果的に実施できるよう配慮すること。

#### (7) 費用について

国の補助は、本事業を実施するために必要な経費を補助するものであり、この経費には、常勤職員1人及び非常勤職員1人の設置費及び本事業の活動に必要な経費が含まれているものであること。また、小規模型指定施設にあっては、非常勤職員1人の設置費及び本事業の活動に必要な経費が含まれているものであること。

本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収することができること。

指定施設に対する経費の支弁に当たっては、経費の性格、施設の経営実態に鑑み、年度の早い時期に一括して行うなど、本事業の円滑な実施に配慮されたいこと。

### 5 保育所地域活動事業等

#### (1) 事業の趣旨について

本事業の趣旨は、保育需要の多様化に対応するため、特に障害児保育及び夜間保育事業の特別保育事業を一層推進すること、及び保育所が地域に開かれた保育所として、地域の特性に応じた保育活動を推進すること、並びに育児休業制度の普及などに伴う年度途中入所児童の受入れの円滑化を図るものであること。

実施要綱の3の別表(1)の から については、保育所が、地域に最も密着した保育の専門施設として地域に貢献するという観点から、保育所入所児童のみならず、地域住民の福祉の向上のために実施されるものであること。

#### (2) 事業の実施について

実施要綱の3の別表の(1)の保育所地域活動事業については、その計画が、定期的かつ継続的内容であることを原則とし、実施された事業により保育効果が大いに高まると見込まれる事業及び地域福祉の向上が見込まれる事業を対象とすることとしているので、留意されたいこと。また、対象経費については、真に必要となるものに限ること。

実施要綱の3の別表の(1)の障害児保育推進事業を実施する場合、当該児童が軽度障害児である場合には、市町村において、当該児童が軽度障害児である旨の書類を整備しておくこと。

実施要綱の3の別表の(1)の 小学校低学年児童の受入れについては、毎日実施するものとする。

実施要綱の3の別表の(1)の から を実施する保育所は、入所児童の保育に支障が生ずることがないように十分に留意されたいこと。

実施要綱の3の別表の(1)の のイについては、次の点に留意されたいこと。

ア 本事業は、へき地において児童数の減少の著しい地域事情の中で、児童の健全育成と公費の効率性の観点から、登所バスを運営するなど工夫して集団保育を実施しているものに対し補助を行うものであること。したがって、これについては、同様の観点により実施するへき地保育所(昭和36年4月3日厚生省発児第76号厚生事務次官通知「へき地保育所の設置について」(以下「へき地保育所設置要綱」という。))により都道府県知事及び指定都市並びに中核市の市長が指定するへき地保育所をいう。以下同じ。)についても対象に含むこと。

イ 本事業の対象となる保育所及びへき地保育所(以下、「実施保育所等」という。)は、(ア)又は(イ)のいずれかの場合に該当すること。

(ア) 当該年度の前年度当初又は途中で統廃合を行い、遠距離通園となる児童に対して既に登所バスを運営している場合。

(イ) 統廃合により当該年度から遠距離通園となる児童に対して登所バスを運営する場合。

ウ 実施保育所等の所在地は、次のいずれかに該当すること。

(ア) 過疎地域活性化特別措置法（平成2年法律第15号）第2条第2項の規定により内閣総理大臣が公示した過疎地域の地域内。

(イ) へき地保育所設置要綱の第4の2に規定する地域内。

エ 本事業による助成は、1保育所につき3年間を限りとする。

実施要綱の3の別表の（2）の年度途中入所円滑化事業を実施する場合には、次の点に留意されたいこと。

ア 別表の（2）の の事業は、保育の実施前に、保育所において概ね1週間程度、集団適応訓練等を行うこと。

イ 別表の（2）の の事業は、保護者の希望により必要に応じて、随時、又は、 の事業と合わせて実施して差し支えないこと。

ウ 年度途中入所児童を一定数以上受入れる保育所とは、年度の途中に年度当初（4月）の入所児童数に比して、概ね1割以上の児童を受入れる保育所であること。

また、本事業は育児休業中の保護者の状況等可能な限り地域の実情を把握の上、実施要件に適合するものと見込まれる場合に実施すること。

エ 「特別に必要な経費」とは、別表（2）の及び の事業を実施するために必要な経費及び入所児童の増加に伴い年度途中に雇用する保母の人件費、求人活動費、事前研修費等の諸経費をいうこと。

## 6 障害児保育対策事業

### (1) 事業の趣旨について

今般の児童福祉法の改正により、保育所への入所方式が保護者による選択方式に改められた

が、障害児の保護者の選択に支障がないよう障害児保育の拡充が重要となっている。そのため、保育所への受入れ人員の増を図るとともに、障害児保育の実施保育所の拡大を図るため、新たに実施する保育所に対して必要となる設備整備等への助成制度を創設したものであること。

こうした趣旨を踏まえ、児童福祉法の円滑な施行を図るため、事業の実施に積極的に対応されたい。

### (2) 障害児保育促進事業について

対象保育所は、実施要綱の4の（1）のとおり、既に障害児保育事業を実施している保育所は、原則として対象とならないこと。

ただし、既に障害児保育（国庫補助を受けないで実施している場合を含む。）を実施している保育所のうち、次のア又はイのいずれかに該当する場合には、予算の範囲内で対象とすることができること。

ア 当該年度又は翌年度において、障害児の受け入れ数を増やすため、新たに障害児用の遊具・器具等の備品の購入、担当する保母の研修等が必要となる場合。

イ 当該年度又は翌年度において、障害種別又は障害程度によりこれまで受け入れていなかった種別又は程度まで拡大するため、新たに障害児用の遊具・器具等の備品の購入、担当する保母の研修等が必要となる場合。

本事業は、障害児の受け入れ体制を整備することを目的として補助するものであることから、当該年度において、障害児の受け入れが結果的になくても、返還等の措置は講じないこと。

## 7 家庭支援推進保育事業

### (1) 事業創設の趣旨について

本事業は、従来、同和問題の早期解決に資するため実施されてきた地域改善対策特別保育事業が「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（昭和62年法律第22号）の改正に伴い平成8年度限りで廃止されたが、一方で、地域改善対策協議会（以下「地対協」という。）の意見具申「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」（平成8年5月17日）及び閣議決定「同和

問題の早期解決に向けた今後の方策について」（平成8年7月26日）において、一般対策への移行及び所要の行財政的措置の必要性が指摘されていることから、家庭環境に対する配慮などきめ細かな保育を行っていけるよう新たに創設されたものである。

については、このような経線を踏まえ、また、地对協の意見具申の中で一般対策への移行の基本的考え方として触れられているように、これまでの施策の成果が損なわれることのないよう配慮するとともに、事業の円滑な実施について適切に対応されたい。

#### (2) 対象児童について

対象児童については、実施要綱において「日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童」とされているが、これについては、事業の実施主体である市町村（特別区を含む。以下同じ）において、児童の状況や家庭環境について保育所長等の意見を参考としながら、総合的な観点から判断するものであること。

市町村は、保育児童台帳等において本事業の対象児童である旨を明らかにしておくとともに、対象児童の判断に係る書類について整備しておくこと。

#### (3) 保母の業務内容について

実施要綱において「家庭支援推進保育事業の実施のために必要な保母を配置すること。」とされているが、事業を担当する保母は、該当児童に対する指導計画を作成し、計画的に保育に当たるとともに、定期的に家庭訪問を実施するなど家庭に対する指導に努めること。

#### (4) 実施方法について

本事業を円滑に実施するため、関係機関等との連携に努めること。

市町村は、地域の実情、保育所の状況等を十分に把握し、(2)の に該当する児童に対するきめ細かな保育の実施について、積極的に対応すること。

都道府県は、本事業の承認に当たっては、(2)の の児童が「入所児童の概ね50%以上」とされているところであり、保育所の状況等に

留意して適切に行うものとする。